

昭和二十九年六月八日受領
答 弁 第 二 一 三 号

(質問の 二二三)

内閣衆質第二三号

昭和二十九年六月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員野原覺君提出新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の施行の停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員野原覺君提出新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律
の施行の停止に関する質問に対する答弁書

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の施行の停止に関する御質問に対し次のように回答します。

1 本年度入学児童に対しては「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」による教科書の給与は行われないと解する。

2 補助金等の臨時特例等に関する法律附則第三項の規定は、法律の施行が年度中途に及んだことに伴い、万一の場合を予想した技術的な規定で現実には該当例はないものと考えている。

3 通達は、昭和二十九年度予算原案に無償給与に必要な経費が計上されなかつたことに伴う行政指導であつて、別に法律の効力を阻止するものではない。

4 1に述べたところによつて了解されたい。

右答弁する。